

## 指定工事店のみなさまへ

～・～・～・春日井市上下水道業務課より大切なお知らせ～・～・～・～・

**令和5年10月1日より、下記市町※<sup>1</sup>の排水設備指定工事店の指定に関する書類※<sup>2</sup>をまとめて提出できるようになります。**

**【提出先】〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号  
名古屋市上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室  
TEL:052-228-2611**

令和5年10月より排水設備指定工事店の登録等事務の共同化を各市町にて開始いたします。それにより、記載市町の工事店の指定に関する書類は、上記提出先にてまとめて受付することができるようになります※<sup>3</sup>

また、これまで通り各市町に直接提出することも可能です。

手数料の支払いや指定工事店証の交付は従来通り各市町で行います。

※<sup>1</sup> 排水設備指定工事店の登録当事務の共同化に伴い、上記提出先に提出することができる市町

**名古屋市、一宮市、尾張旭市、清須市、瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、あま市、長久手市、扶桑町、蟹江町、東浦町、武豊町**

※<sup>2</sup> 以下の申請及び届出となります。

- 1 新規指定の申請      2 指定更新の申請      3 指定事項の変更の届け出  
4 指定証再交付の申請      5 指定の廃止・休止・再開の届け出**

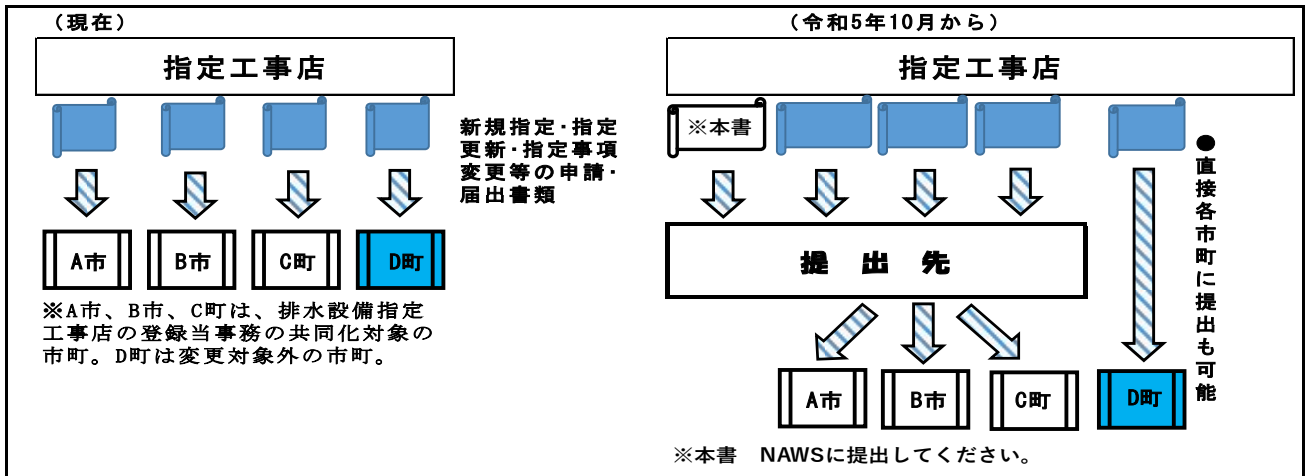
○お問い合わせ

(注) 春日井市下水道条例第20条第2項に基づき手数料徴収後、手続きを開始いたします。

春日井市上下水道部上下水道業務課  
排水設備担当 佐藤  
TEL0568-85-6418 (直通)  
FAX0568-85-6258

(表面補足)

※<sup>3</sup>：※<sup>1</sup>に記載の市町の書類に関しては、表面に記載の【提出先】でまとめて受付が可能です。



(例)

A市、B市、C町、D町において指定工事店である場合で、A市、B市、C町は今回の排水設備指定工事店の登録等事務の共同化対象の市町であるが、D町は対象外の場合、現在は指定工事店から、市町それぞれに必要な書類を提出する必要があったが、令和5年10月からA市、B市、C町の書類については、一つの窓口（表面の【提出先】）に市町の部数分提出すれば受付可能。但し、対象外のD町の書類は、現在と同じくD町に提出が必要です。

※春日井市へ直接提出する場合、令和5年10月1日以降は新しい書式での受付となります。

#### ○提出書類について

##### ①各種様式（申請書、届出書など）

各市町で用意されている様式により作成してください。

※本市の場合、新様式はホームページからダウンロードしていただくか、同封の新様式を使用してください。また、記入例については「排水設備指定工事店指定登録等申請の手引書」又は、同封の記入例を参考にしてください。

春日井市役所ホームページ (<http://www.city.kasugai.lg.jp/>)

「市民生活ガイド」→「暮らし」→「水道・下水道」→「5申請様式等ダウンロード」→「4給水・排水指定工事店指定申請等」→「春日井市排水設備指定工事店指定申請等」の順にクリックしてください。

##### ②添付書類（登記事項証明、住民票の写しなど）

共同化参加市町内であれば、添付書類は共通（一部追加提出書類あり【各市町補足】）となっています。

**本書はNAWSに提出する1部のみご用意いただき、提出先である自治体数と同数のコピーを添えてください。**

例：3市町に提出する場合、添付書類は本書1部＋コピー3部、

1市町に提出する場合、添付書類は本書1部＋コピー1部

○今回の変更点のお知らせについては、各市町各々の指定工事店に対してお知らせいたしますので、チラシ等が重複する場合がありますがご理解ください。